

令和5年度 事業計画

1. 基本方針

本年4月27日に施行されました、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律、また、改正民法・不動産登記法のうち、相続登記の申請義務化施行まで一年、登記名義人の死亡等の事実の公示制度及び、登記名義人の住所変更登記等の申請の義務化施行予定まで三年と迫っています。

この国民生活に密接に関係する制度の改革に私たち土地家屋調査士は、土地家屋調査士法第一条にある不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、国民に正しく伝える責務を引き続き担ってまいります。

1. 重点施策

総務部	I. 会員指導 II. 会員親睦のレクリエーションの開催
財務部	I. 土地家屋調査士国民年金基金の推進 II. 会計確認の実施
業務部	I. 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡 II. 業務の研究及び改善に関する事項
研修部	I. CPD運用に伴う研修及び勉強会の積極的な実施 II. 他部署との連携による研修会の実施及び支援
広報部	I. 会報「いさり火」の発行 II. 土地家屋調査士のPR III. 函館地区士業連絡協議会への積極的参加、協力
土地境界問題相談センター 函館	I. 人口減少や相続問題を背景とした境界問題の研究 II. 他会境界問題相談センターとの情報交換 III. 筆界特定制度との連携 IV. 法テラスとの連携 V. 行政相談窓口へのPR